

ID: 738

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	職員団体の登録取消し、効力停止		
<b>法令名 根拠条項</b>	地方公務員法 第53条第6項		
<b>法令番号</b>	昭和25年法律第261号		
<b>【基準】</b> 法第53条第6項の規定による。その他条例の定めによる。 (職員団体の登録) 第53条第6項 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日